

Q. 機関リポジトリとは何ですか？

A. 機関リポジトリは、大学及び研究機関等において生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫である。研究者自らが論文等を登載していくことによる学術情報流通を改革すると同時に大学等における教育研究成果の発信を実現し、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証や、知的生産物の長期保存などの上でも、大きな役割を果たすものである。
(文科省学術分科会 大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について (審議のまとめ) 2. 学術情報発信・流通の推進より)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/attach/1283003.htm

Q. 昭和大学学術業績リポジトリとはどのようなものですか？

A. 2019年7月3日まで、研究者情報、業績集、業績全文公表と3つの役割を備えていた「昭和大学学術業績リポジトリ」は2019年7月4日より、機関リポジトリとしての役割(＝業績全文公表)だけを担うこととなりました。発足当初より画面デザインに採用している愛称「Lilitory」は、当時学生から一番希望が多かった校花の“ゆり”からイメージしたものです。

Q. 誰が全文を公表するのですか？

A. 公表申請：成果を作成している一員またはそれに準ずる方
登録：図書館

Q. 全文を公表できる条件は何ですか？

A. ・「昭和大学研究者・業績集」に業績が申請されていること
・著者が公表したい版と著作権者が公表を許可している版とが一致していること
・特許取得後など諸権利の問題がクリアしていること
・著作権者のエンバーゴ(公表解禁日)がある場合はそれに従うこと

Q. 全文公表を申請する場合に必要な書類は何ですか？

A. 1. 「昭和大学学術業績リポジトリ全文公表許諾・確認書」
2. リポジトリで公表できる、「全文 pdf ファイル」

Q. 「昭和大学学術業績リポジトリ全文公表許諾・確認書」とは何ですか？

A. 全文を公表する上で、著作権がご自分にある場合は公表に対する許諾書、ご自分にはない場合は著作権者から公表の許諾を取ったという確認書という役割があります。

Q. 誰が、著作権者から許諾を得るのですか？

A. 全文公表を申請する方が、出版社や学会のリポジトリ公表についてのポリシーを確認してください。ポリシーの最終確認は図書館が行います。全文公表を申請できる方は、成果を作成している一員またはそれに準ずる方です。

- Q. どのようにして著作権者から公表ポリシーを確認するのですか？
- A. 論文がアクセプトされた際に、機関リポジトリに公表することは可能かと確認しておくと後から確認するよりもスムーズに事が運びます。後から確認する場合、本学リポジトリのリンク欄にある著作権ポリシー検索サイト
- 国内誌 SCPJ 学協会著作権データベース
外国誌 SHERPA/RoMEO
- で調べることもできますが、出版社や学会の HP など最新情報をご確認ください。著作権者の公表してよい版と研究者の公表したい版がマッチすれば公表できます。
- Q. 著作権者から許諾がとれない場合はどうなりますか？
- A. 全文を公表することができません。
- Q. 全文を公表すると、その業績の著作権に影響はありますか？
- A. 著作権者からは公表の許諾を得るだけで、著作権の移譲はありません。
- Q. 論文の印刷版や別刷しか持っていませんが、公表できますか？
- A. まず、リポジトリに出版社版を公表できることを確認してください。公表できるようであれば、スキャンをし、電子メールに添付してください。
(OCR 処理がそちらで可能な場合はお願いします)
- Q. エンバーゴ(公表解禁日)を指定したいときはどうすればよいですか？
- A. 全文公表許諾・確認書に、公表日を入力する欄がありますので、記入してください。図書館はそれに従って公表します。
- Q. リポジトリ上に全文を公表することで、雑誌論文との二重投稿にはならないですか？
- A. 雑誌論文が出版社から公表(冊子も含めて)された後に、その著作権ポリシーに従って公表しますので二重投稿にはなりません。
- Q. 公表した全文の印刷やダウンロードを拒否できますか？
- A. 印刷やダウンロードの制限をかけると、リポジトリから国内外へのアクセスがうまくいかないことがあります。リポジトリで公表したものについては、できればご許可をお願いします。
- Q. 公表した全文を削除することはできますか？
- A. 削除したい詳細な理由を図書館へメールでご連絡ください。
- Q. 全文を公表するために、共著者から同意を得る必要はありますか？
- A. その業績の著作権が著者にある場合には、全文を公表する方は、他の共著者全員から同意を得る必要があります。電子メールのやりとりでもよいですが、一応記録を取っておくことをお勧めいたします。
(ご参考までの書式をご用意しています。)
- 著作権が著者不在の場合には、原則として共著者から同意を得る必要は

ありません。

Q. 昭和大学に籍がなくなった場合、リポジトリ上の業績はどうなりますか？

A. リポジトリ上の業績は昭和大学の業績ですので、退職後も恒久的に保存・公表されます。

Q. 全文を公表するメリットは何ですか？

A. 教育研究成果・活動をリポジトリに登録することで国内外に情報が発信され、研究成果の可視性の向上やインパクトを高めること(引用率の向上)が期待できます。

Q. 電子ジャーナルがあるので、機関リポジトリは必要ないのではないのでしょうか？

A. 現在電子版で読むことができる資料でも、価格高騰により契約を打ち切らざるを得ないことが考えられます。また機関リポジトリは所属する大学の知の集積場所です。これを充実させる役割を個々が担うとご理解ください。

Q. 個人や各講座のホームページ上に「昭和大学学術業績リポジトリ」にリンクをはることはできますか？

A. はい、できます。

Q. ハーベストとは何ですか？

A. ハーベスト=刈り取り(収集)という意味です。リポジトリのデータが外部データベースに自動的に収集され、CiNii や国会図書館を始め、海外のデータベースからも業績が検索可能になります。

Q. 学位申請者は必ず全文を公表しなければいけませんか？

A. はい。平成 25 年 3 月の文科省学位規則一部改正に伴い、従来からの博士論文の要旨および審査要旨の公表(取得後 3 ヶ月以内)に加えて、博士論文の全文を所属する機関リポジトリ上で公表(取得後 1 年以内)することが義務づけられました。ただし、公表できない理由を明示し、学位発行大学が許可すれば、例外として非公表が認められる場合があります。

Q. 学位申請者が大学へ提出する、リポジトリに関連するものは何ですか？

- A. ・論文要旨
・学位論文全文
・学位論文(博士)同意書

審査を経て、少しでも修正が発生した場合は必ず修正版を学事部へ提出してください。提出がなければ修正前のものがリポジトリ上で公表されます。

Q. 「学位論文(博士)同意書」の記載方法がわかりません。

A. 学事部 HP および、「学位申請者へ」の中に<説明版>がありますので、そちらを見ながら記入してください。ご不明な場合は、学事部へ提出する前に図書館リポジトリ係までお尋ねください。

e-mail rep[at]lib.showa-u.ac.jp

Q. 自分の学位論文全文が公表されていません、どうしてですか

A. 本学の学位（博士）論文は学術雑誌へ投稿されます。学術雑誌の著作権ポリシー（Web上への公表ポリシー）とマッチしなければ公表できません。なお、著作権者のエンバーゴ（公表解禁日）がある場合はそれに従わなければなりません。

Q. 学位論文の表示には、PDFが3つ並んでいますが、違いは何ですか？

A. これらのPDFは、論文要旨、審査要旨、全文の順に並んでいます。PDFが2つしかない場合は、論文要旨、審査要旨になります。なお、詳細画面に表示を変えないと、PDFの種別を表記することができません。（デフォルト設定）

Q. 個人情報に相当する部分があり、全文を公表したくありません。

A. 図書館が該当部分を墨消し表示などにしますので、出来る限り、公表するようお願いします。